

産科医に無罪判決



電子速報版

2008年8月20日(水)発行

発行所

山形新聞社

山形市旅籠町二丁目五番

電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2008
Yamagata Shimbun

山形新聞ホームページ

web <http://yamagata-np.jp>

携帯 <http://yamagata-np.jp/k/>

購読申し込み(9~17時)

0120-81-8040

詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

「ミスで死亡」認めず

大野病院事件で福島地裁

福島県大熊町の県立大野病院で二〇〇四年、帝王切開で出産した女性(当時29)が手術中に死亡した事件で、業務上過失致死と医師法違反の罪に問われた産婦人科医加藤克彦被告(40)に対し、福島地裁(鈴木信行裁判長)は二十日、無罪判決(求刑禁固一年、罰金十万円)を言い渡した。

「基本的な注意義務に反し過失は重大」とした検察側に対し、弁護側は「可能な限りの医療を尽くした」と無罪を主張、全面的に争っていた。

医療行為の過失を問われ医師が逮捕、起訴された事件は医療界の反発を招き、全国の産科医不足に拍車を掛けたとされる。この日の司法判断は医療界に大きな影響を与えそうだ。

公判では、子宮に胎盤が癒着した極めて珍しい症例をめくり、被告が胎盤をはがす「はく離」を続けた判断の是非などが争点になった。

論告によると、加藤被告は〇四年十二月十七日、女性の帝王切開手術を執刀。子宮摘出など危険回避措置を怠り、クーパー(手術用はさみ)で癒着した胎盤をはがし、大量出血で死亡させた。

「異状死」なのに二十四時間以内に警察に届けなかったとして医師法違反の罪にも問われた。

大野病院事件 福島県

大熊町の県立大野病院で2004年、帝王切開で出産した女性が死亡。子どもは助かった。県の調査委員会が医療過誤を認める報告書を公表、これが捜査の端緒となり、県警は06年、子宮に癒着した胎盤をはがす「はく離」を無理に継続し大量出血で死亡させたとして、業務上過失致死などの疑いで執刀した産婦人科医加藤克彦被告を逮捕した。



福島県立大野病院事件の判決公判で、福島地裁に向かう加藤克彦被告(20日午前9時48分)

「医療が萎縮(いしゆく)する」と医療界は猛反発、関連学会の抗議声明も相次いだ。第三者の立場で医療死亡事故を究明する国の新組織が検討されるきっかけにもなった。